

# 尾張旭年金者の会規約

第1条（名 称）この会は、尾張旭年金者の会といたします。

第2条（事務所）この会の事務所は、尾張旭市内に置きます。

第3条（組 織）この会は、尾張旭市内に居住する公的年金受給資格者を中心に、会の目的と規約に賛同する人々によって組織します。

会員の資格は、役員会で承認された時から生じます。

この会は、全日本年金者組合および全日本年金者組合愛知県本部に加盟し共に活動します。

第4条（目 的）この会は、年金・社会保障制度などの学習に努め、高齢者が安心して暮らせる世の中をめざして活動します。併せて会員相互の親睦と健康増進をはかるための活動をします。

第5条（会 議）総会は、最高決議機関であり毎年1回定期総会を開きます。

但し、3分の1をこえる会員の請求または役員会が必要と認められた時は、臨時総会を開くことができます。

総会は、会員の過半数以上（委任状含）の出席で開きます。

役員会は、総会につぐ決議・執行機関で次の総会までの運動・企画などを執行します。

役員会は、会計監査を除く役員で構成し毎月1回以上開きます。

第6条（役 員）次の役員を置きます。

①会 長 1名 ②副会長 若干名 ③事務局長 1名

④会計長 1名 ⑤世話役 若干名 ⑥会計監査 2名

役員会で必要と認めた時は、広報部・女性部・文化部などの専門部をつくり責任者を決めることができます。

役員の任期は、1年とし総会において直接無記名投票で選出します。但し、総会の議決により会員中より推薦し承認することもできます。

また、役員会で必要と認めた時は世話役を補充することもできます。

第7条（会費）会費の額は、全日本年金者組合愛知県本部の規約に準じ別表のとおりとします。

会費の納入は、月々または3ヶ月・6ヶ月毎の前納とすることができます。

会員が病気で長期入院・療養、災害その他で会費納入が困難な場合は、役員会で協議し免除することができます。

第8条（財政）会の財政は、会費、寄付金、事業収入でまかないます。

第9条（会計）会計年度は、毎年10月1日から翌年9月30日とします。

会計担当者は、会計監査を受けて定期総会に収支決算報告をおこない承認を受けます。

第10条（その他）この規約にないことは、全日本年金者組合および全日本年金者組合愛知県本部の規約に準じて役員会で処理します。

付則1、この規約は1994年11月23日より発効します。

付則2、1999年11月22日一部改定。

付則3、2000年11月23日一部改定。

付則4、2002年11月23日一部改定。

## 別表

会費の額は、公的年金の月額受給額別に次の通りとします。

公的年金受給額(月額)	会費月額
① 5万円未満及び無年金者	200円
② 5万円～10万円未満	350円
③ 10万円～15万円未満	500円
④ 15万円～20万円未満	650円
⑤ 20万円以上	800円
⑥ 年金受給年齢に達していない人	350円

※年金受給年齢に達していない人で就労していない人は200円。

※「年金者しんぶん」購読料・月100円は  
会費と一緒に納入してください。